

第5回 第5次大阪府障がい者計画策定検討部会

日時：令和2年1月31日（金）

10：00～12：00

場所：国民會館

武藤記念ホール 中ホール

■出席委員（五十音順、敬称略）

上田 一裕 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長

奥村 勲 公益財団法人 大阪府精神障害者家族連合会 副会長

叶井 泰幸 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長

黒田 隆之 桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授（部会長）

小尾 隆一 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事

近藤 厚志 住道法律事務所 弁護士

塩見 洋介 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 事務局長

田垣 正晋 大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授

寺田 一男 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長

長尾 喜一郎 一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長

長宗 政男 公益社団法人 大阪聴力障害者協会 事務局長

成澤 佐知子 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園 施設長

深澤 智 泉大津市 障がい福祉課長

福田 啓子 一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会 理事

福田 新吾 河南町 副理事兼高齢障がい福祉課長

古田 朋也 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 議長

松本 信代 特定非営利法人 大阪難病連 理事長

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから、「第5回 大阪府障がい者施策推進協議会 第5次大阪府障がい者計画策定検討部会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただき、福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課でございます。よろしくお願い申し上げます。本日、ご出席の委員の皆様ですが、配席図に記載のとおりとなっております。なお、本日、産経新聞厚生文化事業団の片山委員、大阪府医師会前川委員、中小企業家同友会松本委員のお3方はご欠席となっております。

また、府立大学田垣先生と河南町福田委員、そして、四天王寺の成澤委員の3名が遅れてございますが、現在14名の委員様にご出席いただいております。部会委員総数は20名でありまして、過半数である14名の委員にご出席いただいておりますことをご報告させていただきます。第5次大阪府障がい者計画策定検討部会運営要領第4条第2項の規定に基づき、会議が有効に成立していることをお知らせいたします。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。まず初めに、次第がございまして、2枚目がA4の両面となっておりますが、配席図と委員名簿、その下に右上に資料1と書かれたA4縦の冊子になってございます。「第5次大阪府障がい者計画の策定について一意見具申（素案）一」というものになってございます。一番最後のページが39ページになっているかと思いますが、資料の不備はございませんでしょうか。ありましたら、お知らせ願います。よろしいですか。

なお、大阪府においては会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配布資料と共に委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がいの委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるようにゆくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなどご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、黒田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長 はい、それでは、今日は皆さんどうぞよろしくお願いたします。それでは、早速議事を進めさせていただきます。本日の議題は、意見具申（素案）についてのみとなっ

ております。昨年5月から11月まで皆さま方からさまざまなご意見をいただき、活発にご議論いただきました。本日、意見具申（素案）について、皆さまからご意見をいただき、それを踏まえ、この部会としての最終成果品となる意見具申（案）を3月末に開催予定の第6回部会でご確認をしていただきまして、親会であります推進協議会へ報告させていただくということになっております。

今までご議論いただいた内容を前回、第4回ですが、整理させていただいた意見具申の構成等に併せて、事務局で素案として整理して、資料1として配らせていただいております。今日は、かなりのボリュームになりますので、大きく三つに区切って事務局から説明をしていただいて、皆さまにご議論いただきたいと思います。

資料1の1ページを見ていただくと、目次があるんですが、まず最初にⅠの「計画策定にあたって」と、Ⅱの「第5次大阪府障がい者計画の構成に関する提言」、Ⅲの「重要事項に関する提言」を事務局から説明いただきたいと思います。その次に、ⅣとⅤを説明させていただいてご議論いただき、最後に参考資料の説明をしていただくという形で、三つのパートに分けて進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、まず最初にⅠとⅡとⅢについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はい、事務局の障がい福祉企画課です。それでは、資料に基づきまして、説明をさせていただきます。まず、ⅠからⅢ、資料では2ページから10ページ、点字資料では1ページから28ページでございます。

まず、Ⅰの「計画策定にあたって」ということで、第1から第3とございますが、まず第1の「計画策定にあたっての基本的な考え方」、その背景についてでございます。大阪府においては、平成24年から令和2年度末を計画とする現行計画を策定して施策を進めてきておりますが、平成30年から令和2年までの3年間を第4次計画の後期計画として、これについては障がい福祉計画と障がい児福祉計画と一体的なものとして改定が行われたということでございます。

この現計画においては、基本理念には「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」というのを据えまして、それに五つの基本原則の下、あらゆる分野の取り組みが実施されてきたというところでございます。また、とりわけ最重点施策として、「地域生活への移行の推進」と「就労支援の強化」「施策の谷間にあった分野への支援の充実」について位置付けたところでございます。

さらに、平成30年の3月に後期計画として改定した際に、新たに「地域を育む施策の推進方向」について現状と課題が整理されたということもございます。また、併せて平成30年の4月に社会福祉法の改正法が施行されていまして、都道府県の地域福祉支援計画というのが、各福祉分野の上位計画として位置付けられたというところもございます。

資料3ページでございます。点字資料では4ページ目以降でございます。また、一方、社会におきましては、地域で障がい者が抱える課題というのは障がい者の重度化や高齢化、い

わゆる「8050問題」など、より複合化、複雑化しているということ。

また、今後の障がい福祉分野における課題については、地域社会が抱える課題の大きな要素の一つとして捉えると。こういった中で、この3年間の間に障害者虐待防止法や、障害者差別解消法、こうした施行がなされて、障がい者の尊厳を守る法整備というのが進められているところなのですが、今なお痛ましい事件が後を絶たない。また、併せて旧優生保護法に基づく強制不妊治療に対する救済というのもし始まったところでもあります。

こうした背景を踏まえまして、大阪府の新たな障がい福祉計画の策定に当たりましては、障がい者の権利と尊厳の保持を大前提に、意見具申では今後の障がい福祉分野の課題解決に向けた不可欠な地域福祉の充実と、地域を育む施策の推進方向について、個々の生活場面との関係性も踏まえ、提言を行うこととしたと整理しております。

続きまして、第2の「計画の見直しにあたっての検討体制」でございます。これは、資料の4ページ、点字版では7ページでございます。この計画の検討体制であります。この推進協議会の下に計画部会というのを設置しております。今年度5月から精力的に議論を重ねてきたところでございます。

続きまして、第3の「主な法改正等」ということで、資料では4ページ、点字版では9ページでございます。この間、さまざまな法改正というのがございまして、その法の趣旨、目的については、できる限り反映していくことが望ましいと。そして、主だったものとしては、社会福祉法の改正や障害者総合支援法、児童福祉法の改正、障害者雇用促進法や、障害者分化芸術活動推進法、読書バリアフリー法、こういった法改正がなされてきたということでございます。

また、これ以外には東京オリンピック・パラリンピックの開催、国連による勧告というのが来年度、また、2025年に大阪・関西万博というのが開催される予定でございます。これにつきましても、そういった趣旨について、できる限りこの次期計画に盛り込んでいくべきというふうに整理しております。また、とりわけ2025年の大阪・関西万博というのは、その目的の一つとしてSDGs、これは、国連で定められた目標でありますけれども、「誰一人取り残さないこと」という基本理念が大変重要であるという言及がなされているところでございます。

続きまして、Ⅱの次期計画の構成に関する概要についてでございますが、資料では7ページ、点字版では16ページ以降でございます。まず、この中核的なテーマとして議論をしてきました地域を育む施策については、以下のように整理をしたというところでございます。

まず、次期計画の基本理念、基本原則につきましても、「地域を育む施策」の観点を踏まえた見直しを行うとともに、この地域を育む施策について、今後施策の方向性、また、具体的な取り組みを記載すべきというふうに整理されております。

その中でも、障がい者の生活場面で整理された大阪府独自の基本構成、これが大筋で次期計画にも継承すべきということで整理しております。また、併せて障がい福祉計画と障がい児福祉計画についても、引き続き障がい者計画と一体的に取りまとめるべきということで、

整理してございます。

続きまして、「Ⅲ. 重要事項に関する提言」でございます。第1から第3とございまして、資料8ページ以降、点字版では19ページ以降でございます。まず、第1の次期計画の基本理念でございますけれども、現行計画では「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を掲げてございますが、この基本理念というのは、次期計画においても大筋で継承すべきであるというふうに整理しております。

さらに、加えましてSDGsの理念である「誰一人取り残さないこと」、また、大阪・関西万博のテーマであります「いのち輝く未来社会」というのも勘案して、あらゆる主体に向けたメッセージ性のある基本理念とすべきであるというふうに整理してございます。

続きまして9ページ、点字版では20ページ以降でございますが、国連での障害者権利条約に基づく理念というのにも含まれていることを明記すべきということでございます。こうした考え方から、次期計画の基本理念としましては、今後大阪府が目指すべき社会をイメージしながら「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」とすることを提案すると整理してございます。

続きまして、第2の次期計画の基本原則についてでございます。資料は9ページ、点字版では22ページでございます。今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいく、このことにつきましては、地域全体での障がい理解、課題認識に基づく連携、協働が不可欠であること、また、そのような地域を育てていく意識を共有することの必要性を新たに基本原則に盛り込むべきとされております。加えまして、大阪全体の底上げにつながる環境整備に取り組む姿勢に言及すべきということでございます。

こういった観点から、次期計画の基本原則については以下の五つの項目で整理することを提案してございます。まず1点目は、障がい者差別・虐待の防止と尊厳の保持、2点目は合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実、3点目は多様な主体の協働による地域づくり、4点目、あらゆる分野における大阪府全体の底上げ、最後に5点目、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現、この項目を基本原則とすることと整理しております。

続きまして、第3の次期計画の計画期間についてでございます。資料は10ページ、点字資料では25ページ以降でございます。現行の障がい者計画の上位計画であります障害者基本計画、これは国の計画でございます。及び、大阪府の地域福祉支援計画、この計画は、いずれも5年ということ、この動きに柔軟に対応できる計画期間の設定、併せまして、障がい福祉計画と、障がい児福祉計画の計画期間が3年間とされておりますので、ここの計画と合わせるために、次期計画の期間としては、令和3年度から令和8年度までの6年間とすることを提案するというふうに整理してございます。説明は以上でございます。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。今事務局の方から意見具申（素案）全体の構成と、計画策定に係る背景や、これまでの法改正について説明がありました。さらに、前回までにご議論いただいた第5次計画の構成と、その重要事項としての基本理念、基本原則

の部分を説明いただきました。最後に、計画期間についても説明をしていただきました。

これまでの議論の内容を踏まえた内容になっていると思うので、だいたいで承っていただいていのかと思うのですが、何か現段階でご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。はい、お願いします。

○委員 6ページあたりに挿入されるのかなということなのですが、今、国語審議会で障がいの「がい」の字の、石偏の「碍」ですね、それを追加することがだいぶ大詰めになってきていると。これが実現しますと、法律の表記そのものが全般的に影響を受けますと思いますので、ちょっと一言この碍の字論争のことを入れておいたらどうかなと思います。

○黒田部会長 はい、ありがとうございます。状況を見て、入れるかどうかもまた判断していきたいと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。お願いします。

○委員 9ページのところの丸の三つ目ですが、「障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、すべての障がい者やその家族が」というところ、すべての障がい者が分け隔てられることなく、また、障がい者やその家族が孤立せず、というふうにしていただきたいのと、その後、「理解し合い、影響し合い、補い合う」というところは、「理解し合い支え合う」ということでいいのかなと思っております。

それから、「インクルーシブな社会」というよりも、もう「インクルーシブ社会」にしていだけたらと思っています。

それから、10ページのところですが、地域を育むとかでも強調されていきましたように、命を守るというようなことがいわれていましたので、10ページの基本原則のところですが、「障がい者差別・虐待の防止と尊厳の保持」というところを、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」というふうに変えていただいて。それと、「合理的配慮の追求によるバリアフリー」というのは、後の方に持ってきて、4番と5番の間に持ってきてもいいかなと思っておりますので、2番目に「多様な主体の協働」、それから「大阪府全体の底上げ」、ほんで「バリアフリーの充実」、インクルーシブ「な」をもう取って、「インクルーシブ社会の実現」としていただけたらと思います。

○黒田部会長 はい、ありがとうございます。まず、9ページのところの上から三つ目の丸のところですかね。全てメモできませんでしたが、すべての障がい者やその家族が分け隔てられることなくということですか。

○委員 障がい者が分け隔てられることなく。ほんで、その障がい者や家族が孤立せず、でいいかなと思います。

○黒田部会長 はい。入れ込む方は特に問題はないかと思うのですが、言葉を置き換える部分が3行目ぐらいでしたっけね。

○委員 はい。影響し合い、補い合う。

○黒田部会長 「影響し合い、補い合うことで」ということを一言「支え合い」ということでということですかね。

○委員 はい。

○黒田部会長 あと、「インクルーシブな社会」を「インクルーシブ社会」という言葉で、「な」を取るということですが。支え合いでもいいかなと思うんですが、どこかでこだわりがあった部分でしたかね。

○事務局 事務局であります。文言の修正というのは、できる限り反映はさせていただきたいと思っています。ただ、1点言葉の使い方としてインクルーシブな社会をインクルーシブ社会というふうになりますと、固有名詞っぽくなりますので、ここが一般的に皆さんが概念として統一されているかどうかというところが、1点議論のなされるところであるかなと。インクルーシブなということになれば、一般名称の扱いになるわけですが、このインクルーシブ社会という、その概念というか、皆さんが共有されていれば、「な」を取っても結構かなと思います。

○黒田部会長 これは、他の文献なり資料を見せていただいて、「インクルーシブな」が多いようであれば、「インクルーシブな」の方が言葉としてはいいかなと思いますし、もう「インクルーシブ社会」という言葉が他のところでたくさん使われているようでしたら、固有名詞として使われているということで、「インクルーシブ社会」に変えるということで、お任せいただけますかね。

○委員 ああ、はい。

○黒田部会長 はい。あと、10ページの基本原則のところ、丸1のところ障がい者差別の防止でしたっけね。すみません、もう1回言ってもらえますか。

○委員 障がい者差別・虐待の防止、命の尊厳の保持に変えるというのはいかがでしょうかという。それと、順番を変えて。

○黒田部会長 はい、一つ目の項目が障がい者差別・虐待の防止で、命と尊厳の保持というのを1番、それで順番をその後、2番目に来ている合理的配慮の部分を4番目に持ってきて、4と5の間に入れるということですね。

はい、1番目の「命と」というのは入れるということですかね。一番大きなところは、それは特に問題はないかなと思うんですが、ご意見はありますか、他の方で。よろしいですかね。順番を入れ替えることについてはいかがでしょうか。

現在2番目に来ているものを、現在の4番と5番の間に入れるという形でいいですか。これは、この順番を換えると、この後の構成が、文章全体のその後の構成が大きく変わってしまうということは、特になかったですかね。

○事務局 ここについては、基本原則でございますので、順番の項目というのは特にその後の記述に影響するということはございません。

○黒田部会長 大丈夫ですか。そうしたら、文言の修正と、順番を入れ替えるということにしていきたいと思います。ありがとうございます。では、他に何かご意見がありましたら。はい、お願いします。

○委員 今の1番のところの、「障がい者差別・虐待の防止と尊厳の保持」というところなのですが、障がい者の後に難病患者も入れていただけないでしょうか。難病患者も職場に入りますと、非常に差別を受けております。だから、障害者総合支援法に難病患者が入るのは理解できていますけれども、かといって、難病の言葉を全部ここで抹消されてしまうと、本当に悲しいんです、私たち難病患者としては。だから、ある程度難病患者というものを入れていただきたいと思うんですね。

それで、私はこれを3回ぐらい読んでいました、全部で。そうすると、文章の流れから難病患者と入れてほしいなと思うところが数か所あるんですが、いかがでしょうか、難病患者は入れないんでしょうか。

○黒田部会長 はい、ありがとうございます。おっしゃることは、もっともなことだと思いますが、事務局、いかがですかね。

○事務局 事務局です。実際に計画を策定する際には、この基本原則の項目だけじゃなくて、タイトルだけじゃなくて、その中身についても詳細に書きますので、そこでは当然ご意見をいただいた内容を反映していくことになるのかなと思っていますが、ここでは基本原則があくまでも標語的なところでございますので、あまりここを細かく書いてしまうとどうなのかなと思っています。

1点付け加えるならば、障害者総合支援法と、障害者差別解消法、また、障害者虐待防止

法等と、難病患者の方を排除しているものではございません。中に必ず包含されているものでございますので、そこは一定ご理解をいただきたいと思っております。

○黒田部会長 おそらく、法律の略称で障害者差別解消法とか、障害者虐待防止法という法律があって、その法律の名前からこの基本原則のタイトルを取ってきている部分があって、そこに言葉としての難病を入れると、ややちょっと、そのあたりのところで、かなり大きな解釈といいますか、変更になってくるかなと思うので、ここに書いてある障がい者という言葉の中に法律の理念に基づけば、難病の方も入ってきているという理解で、実際の来年度行う計画をつくる際には、難病の方についての部分も具体的には書き込まれるという説明だったかなと思うのですが。

○委員 すみません、問題を持ち帰っても、難病患者と障がい者はやはり違うということを指摘されるんですね。障がい者支援センターとか、いろいろありますけれども、障がい者と書いてあると難病患者は1歩引くところが多いんです。難病患者は入れないなというところがほとんどなんです。だから、ここで全部難病を消していただくと、やっぱり障害者総合支援法には入っていけないような状態が多いと思うんですね。だから、現在でも難病患者が対象となるところは、少ないと思います。それで、361疾患といいますけれども、やはりそこに入らない難病患者もたくさんありますので、やはり難病患者を大切にしていきたいという思いで、私はお願いしているんです。はい、すみません。

○黒田部会長 はい、ありがとうございます。じゃあ、お願いします。

○委員 事務局さんの方で、基本理念のところであまり詳細にというご説明のお趣旨もよく分かるのですが、逆に基本原則のところで発想的には注意的、注意的と言うと、ちょっとあれですけども、入れた上で、そうすると、逆に全ての詳細の中にもここにおいて、やっぱりもう一度書いた方がいい部分もあるし、既に含まれているという基本原則からの理解で読める部分もあるかと思しますので、基本原則の中にやはり、ご説明がありました実際の実情というところからしますと、これこそ合理的配慮といいますか、やはり現実の社会的障壁のためのことからしますと、法律上は含まれているといえども、基本原則のところに盛り込む趣旨というのは意義があることじゃないかなと私としては考えます。

○黒田部会長 はい、ありがとうございます。他にご意見がありましたら、お願いします。

○委員 すみません、2ページの最初の丸3の、この施策の谷間にあつた分野というところが、やはり私たちの発達障がいとか、今の難病の方とか、いろいろ問題になる障がいの方、それとか、私たちの発達障がいでもグレーゾーンになっている、これから障がいがあるかな

いかというところもあるので、こういったところ辺の内容をもう少しどこかに、後書きでいいので、施策の谷間になっているのは何の分野なのかということを書いていただくと、一般の方も分かりやすくなるんじゃないかなと。読んでいただいたときに、やっぱり何が分野に入っているのか分からないような状態だと思うので、その辺をよろしく願いいたします。

○黒田部会長 はい、ありがとうございます。他にこの関連でご意見がありましたらお願いします。はい、お願いします。

○委員 よろしく願いいたします。私の読み落としやったら申し訳ないんですが、主な法制度の中で、第4次計画の期間の中で、いわゆる新バリアフリー法が大きく変わって、点から面に展開された。この場じゃなくて、他のところで扱うセクションがあるとは思いますが、この中で特に物理的な問題ですね。これが、新バリアフリー法で求められていますので、合理的配慮や、差別解消法の中で十分に取り組むことが今の段階では難しいところにつきましては、このハード的な部分が課題になってくるのかなと考えておりますので、新バリアフリー法の考え方等が新しい法体系の中に入っているというところを強調してもらえたら入れないかなと思っています。以上です。

○黒田部会長 はい。難病の件からこっちに飛んでしまいましたが、事務局の方で今の件に関して先にお願ひできますか。

○事務局 はい、事務局です。新バリアフリー法の関係ですが、法の改正等の記述のところについては、付け加えると、厚くするというところで整理をさせていただきます。

○黒田部会長 はい。じゃあ、それをお願いします。難病患者の方たちをどこでどう表現するかという件ですが、10ページの(1)のところの「障がい者差別・虐待の防止」という、このワンフレーズの中に難病という言葉を入れるかどうかということに関してですけれども、どう判断しましょうかね。この。

○委員 すみません。

○黒田部会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません、会長がお話をしているところを遮ってしまいまして。発言させていただくのですが、この基本原則が五つある中で、これが後の提言の内容にも影響してくるかなと考えているのですが、特に1番のところ難病のこととか、命という言葉を取り込むと

いう、すごく大事なところになってくるかなとは思っているのですが、これを入れることによって、また、この後に続くページの内容が大きく変わってきたりすることもあるのかなというところが個人的に気になったところでございます。以上です。

○黒田部会長 はい。どうでしょうかね、この言葉自体に障がい者・難病患者というふうに入れるか、別の部分で難病患者の方たちもちゃんとこの施策の中には捉えられていますというような表現をどこかに入れるかかなとは思っていますが。

就労支援なんかの部会を担当していても、難病患者の方たちも障がい者の枠に、どっちかというに入れてほしいというんですかね、対象に。障がい者雇用の枠の中に入れて方がいいんじゃないかという考え方からすれば、障がい者の方と難病というのを別々に捉えるというよりも、障がい者という一つの概念の中に難病患者の方たちをカテゴリーとして入れていくというような発想もあったのかなと思ったのですが、障がい者と難病患者というのをまったく別々に捉えてしまうという部分も、今までの施策との関連で言うと、あえて分けるのかという部分が、何がというわけじゃないけど気になるところではあるんですよ。

○委員 はい、分かります。法定雇用率でも、精神障がい者が入っていますが、難病患者は全然入っていない。そういうので、やはりこれなんかを見ましても、難病患者は差別されているんじゃないかなという思いがいたします。

○黒田部会長 事務局の方で今の意見についてどうですか。

○事務局 事務局でございます。この基本原則に係る記述ですが、その後の、これを具体的にブレークダウンするような記述として、11ページ以降でございますが、その中の、特に資料の12ページ、点字資料では30ページから31ページにかけてですが、施策の谷間に合った分野の支援の充実ということで、難病患者さんも当然入っておりますが、それ以外に高次脳機能障がいとか、発達障がい児者とか、医療的ケアが必要な方という、そういった記述もございますので、もう少しこういったところの拡充と、その次の、資料の13ページ、点字版では32ページ以降ですが、障がい者虐待の防止や、差別の禁止といったあたりも、そこにしっかりと難病患者の方への記述というのもしっかり盛り込んでいくということをしていくことで、先ほど部会長がおっしゃったように、あえて障がい者と難病と書いてしまうと、どうしてもそこが切り分けられた考え方になってしまうので、逆に、受け止め方として、間違ったイメージも懸念されるというのは、一つ論説としてあるのかなと思っておりますが、こういった後に続く記述の中で、よりそこに詳細に記述するという方法ではどうかなというふうには、事務局としては思っております。

○黒田部会長 はい、どうですか。

○委員 はい。また後で。

○黒田部会長 そうですか。はい、いったんは事務局の方がおっしゃっていただいたように、決して難病の方についての記述がなかったり、ほったらかしにしているということではなくて、あくまでも基本原則のところはタイトルの項目であって、その中身がやっぱり重要ですので、その中身については、この後説明される4番、5番のあたりのところで十分に書かれてあったり、追加していけばいいのかなというふうには思いましたので、すぐにどうというわけにはいけませんけれども、ちょっと大きなご意見をいただいたということで、検討しておきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○黒田部会長 はい、ありがとうございます。皆さんもそれでよろしいですかね。はい、ありがとうございます。では、現在のところで、他に何かご意見がありましたらお願いいたします。はい、お願いします。

○委員 今のところとも少し関わるんですが、日本への障がい者、あるいは障がいという捉え方は非常に狭い捉え方なんです。国立社会保障・人口問題研究所だったか、稼働年齢人口における障害者の割合の国際比較をやったことがあるんですが、日本の場合は1.4%ぐらいなんです。OECD平均で14%で、一番数値が高いスウェーデンでは20%ということになっていまして、そこに法の谷間ということとか、生きづらさを相当強く抱えられていても、法の保護の対象にならない、障がい者とも呼ばれない人たちがたくさん存在するということがあると思います。

そういう意味で、障がいというものを固定的に捉えるのではなくて、やはり発展的にもう少し枠として、実際に日本の法律でも障がい者の範囲というのは広がってきているわけですので、そういう発展性のある概念として捉えて、そういう人たちが生きやすい大阪をどうつくっていくのかという大きな視点に立った計画として、この計画が役立っていくことを目指していくということを、こういった席で確認しておくということが大事なかなと思いました。以上です。

○黒田部会長 はい、良いご意見をありがとうございます。まさにそのとおりかなと思いました。他に何かご意見がありましたらお願いいたします。よろしいですかね。はい、お願いします。

○委員 6ページの最後の方なのですが、今後のトピックとして、東京オリンピック・パラリンピック、また2025年の大阪万博について書いてありますよね。大阪の万博が開催さ

れるのは、今回2回目ですね。1度目は1970年でした。そのときは、大聴協からの要望で、一部の案内の人に手話通訳を派遣しました。そのときは、まだ国の制度として、派遣制度もなかった時期です。これからも、情報アクセシビリティのために大切だと思っています。情報アクセシビリティという言葉が入っていないので、入れてほしいと思います。

特に、東京オリンピック・パラリンピックは、一番大きいので、この二つが注目されていますね。実際は、知的障がい者のオリンピックもありますし、ろうあ者の場合はデフリンピックというのもあります。独立した大会なんです。全日本ろうあ連盟は2025年、日本でデフリンピックを開催したいと要望を出しています。まだ決定はしておりません。もし実現した場合は、大阪万博と同じ年に、ろうあ者のスポーツ大会が東京で開かれることとなります。全国の中で、情報保障を担う人材、意思疎通支援者を育成することが課題となります。

東京都では、2020年のオリンピックに向けて、手話ボランティア、手話サポーターのような簡単な手話の会話ができるレベルの人たちの養成事業をしております。同じように、大阪でも万博に向けてきちんと予算を獲得して、人材育成をしていくプランが必要だなと思っています。意見でした。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。6ページのあたりの一番下のところの東京オリンピック・パラリンピック、あと万博に関するご意見だったかなと思います。東京オリンピック・パラリンピックも70年の万博のときも、社会だけでなく、障がいのある方を取り巻く環境もすごく変わったという話をよく聞きますので、今回もかなり大きな変化があるのかなと思います。コミュニケーションに関していえば、次のⅣの「施策の推進方向に関する提言」の中で、情報保障や、コミュニケーション支援のことが出てくると思いますので、またそのあたりの説明も伺ってから、ご意見があればいただきたいと思いますが、今いただいたご意見は皆さんが聞いたと思いますので、これでいいですかね。事務局の方は何かありますか、今までで。

○事務局 事務局でございます。部会長がおっしゃっていたとおり、この後の説明の中に各施策の方向性についての提言の中で、ユニバーサルデザインの推進や、コミュニケーション支援の部分という記述もございますので、そこで改めてご確認いただければと思っております。

○黒田部会長 はい、それでは、また後でこの部分に関してご意見があれば伺いたと思いますが、取りあえず先の説明も聞いてからにしたいと思っておりますので、続けてⅣ番の「施策の推進方向に関する提言」とⅤ番の「その他計画策定全般に関する提言」という部分の説明を事務局の方からお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。それでは、Ⅳ番とⅤ番についてご説明させていただきます。

資料は11ページ、点字版では28ページ以降でございます。

まず、IV番の「施策の推進方向に関する提言」、これは、第1から第3とございますが、まず第1の「最重点施策について」でございます。ここでは、入所施設や、精神科病院からの地域生活への移行、これにつきましては地域生活のイメージを分かりやすく示しながら、一人一人の状態や今後の希望を適切に把握した上で、地域移行を推進し、地域での暮らしを実現していくことを最重点施策の基本認識として位置付けるというふうに整理しております。

次に、障がい者の就労支援につきましては、障がい者の自立と社会参加に不可欠なものでありまして、引き続きこれは重点施策に位置付けるということと、就労後の職場定着や、生活の安定を視野に入れて取り組みを強化していくべきというふうに整理しております。

また、最後に施策の谷間にあった分野の支援の充実、これは、先ほども申し上げていましたが、難病患者の方の支援もこちらの方に書いてございまして、医療と福祉との制度の狭間にあった高次脳機能障がいや発達障がい者、医療的ケアが必要な障がい児、また医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援を引き続き重点的に取り組んでいくべきというふうに整理してございます。

続きまして、第2の「地域を育む施策について」でございます。資料12ページ、点字版では31ページ以降でございます。共に生きる社会を実現するためには、障がい者が社会を構成する一員として当たり前生きていける地域を育てていくことが重要である。そのためには、さまざまな主体が連携、協力・協働して社会全体で障がい福祉分野における課題解決に向けた取り組みを進めていかなければならないということ、さらに加えて、資料13ページ目以降でございますが、「障がいの有無に関わらず、誰もが排除されず豊かに暮らす包容力のある地域を育てていく」ということ、こういったことから多様な主体が協力して、障がい者の暮らしを支えていくことをめざすべき姿として、さまざまな取り組みを進めていくべきというふうに整理してございます。

この内容につきましては、以下の六つの項目で整理してございます。資料13ページ目以降、点字版では32ページ目以降でございます。

まず1点目、「障がい者虐待の防止や差別の禁止」ということでございます。これにつきましては、合理的配慮の提供が、当たり前のものとしてなされるべき、また、入居差別や施設コンフリクトの問題、また、社会から孤立した家庭や親をフォローし、適切な支援に結び付けていくと。さらに加えて、旧優生保護法に基づく強制不妊手術を受けた方々を対象とした救済、こうしたことに取り組んでいくべきというふうに整理してございます。

2点目、「関係機関による強固なネットワークの構築」でございます。これにつきましては、障がい当事者やその家族等の潜在的に支援を必要としている方々を把握して手を差し伸べ、適切な支援につなげていく取り組み、また、緊急時の対応ができる地域生活支援拠点等の整備、また、こうした障がい当事者や家族が抱える課題というのは、障がい福祉分野だけではなくて、さまざまな関係機関と連携して、課題解決に向けて、より強力に進めていく

べきということ。また、障がい者雇用促進に係る分野とか、平常時からの災害対策、こういったさまざまな主体の連携による取り組みが必要であるということ、また、加えまして、今後想定される大規模な自然災害で、障がい者が命を落とすことのないような取り組みというのを連携して検討を進めていくべきというふうに整理してございます。

続きまして、三つ目の「人材の確保と育成」でございます。点字版では35ページ中頃でございます。ここについては、人材確保と障がい福祉サービスに従事されている職員さんの処遇改善や就業改善、また、資質の向上に向けた研修など、併せて障がい者がこういった事業所で活躍することができるように、研修や資格取得に関する情報保障の合理的配慮の確保、こういった点についても取り組みが必要と整理してございます。

続いて、4点目の「障がい理解の促進と合理的配慮の追求」でございます。点字資料では36ページであります。包容力のある地域を育むためには、自治体や事業者等がそれぞれ役割を果たしながら障がい理解に係る啓発や情報発信を行っていく必要があること、また、差別や偏見のない社会づくりに向けた取り組みが必要であること、また、入所施設というのが地域に開かれた存在として、地域社会の一部としての役割を担うということ、就労においては企業における障がい者への理解を充実させるための取り組みが必要、また、災害発生時の支援体制の充実に向けて、地域において、より深く広がりのある障がい理解を促進していく必要があるというふうに整理してございます。

続いて、五つ目の「ユニバーサルデザインの推進」であります。点字資料では38ページからであります。東京オリンピック・パラリンピック、また、大阪・関西万博の開催に向けた機運の後押しを受けまして、積極的にAIやICTといった先進技術を活用すること、また、こうした技術の活用によって、障がい者のさらなる生活の質の向上が図られるということ、それに加えて全ての障がい者が施設を円滑に利用できるような設備や表示のユニバーサルデザインの促進が必要であると整理してございます。

最後に、6番「その他、地域を育む施策の推進について」、点字資料では39ページ以降でありますけれども、障がい者やその家族が孤立しないように、多様な関係者が連携して支えていくことが不可欠であると。また、地域間の格差が出ないように、府が好事例等を集約して、情報発信などの取り組みを進めていくということ、また、障がい者の自立と社会参加において、移動支援というのは大変重要であるということ。

続きまして、17ページ、点字版では40ページ以降でございますけれども、言語としての手話の認識の普及や、取得の機会の確保に関する施策、これについての強力な取り組みを進めていくこと、また、今後の障がい福祉分野における課題というのは、外国人や高齢者、その他マイノリティーとされる方々が地域で暮らす上で抱えている課題、こうした課題の解決に向けて連携体制を構築していく必要があるということ、それに加えて、最重点施策の一つである高次脳機能障がい、発達障がい児者、医療的ケアが必要な障がい児、医療依存度の高い重症心身障がい児者などの方の施策の谷間に合った分野や、強度行動障がい児者への支援の確保、新たなニーズに対応した障がい福祉サービスの充実、確保に努めていくとい

うことにも言及しております。

また、最後に独自の「発達障がい児者支援プラン」というのを策定しておりますが、令和3年度からこのプランの後継となる内容については次期計画に統合して、しっかり方向性を位置付けて推進していくべきというふうに整理してございます。

続きまして、第3の「各生活場面について」、これは六つの生活場面がございますけれども、まず生活場面のⅠ「地域やまちで暮らす」ということでございます。点字資料では43ページ目以降でございます。これにつきましては、最重点施策の一つであります地域移行や、移行後の生活支援を中心に大阪府として引き続き強力に取り組みを進めていくべき分野というふうに整理してございます。これにつきましては、資料18ページ、点字版では44ページになりますけれども、めざすべき姿として、「障がい者が地域の希望するところで快適に暮らしている」というふうに設定して、地域の希望する場で安心して暮らし続けることができるような支援に取り組んでいくべきというふうに整理してございます。

こうした考え方として四つの項目として、それぞれ提言を整理したところでございます。一つ目は、入所施設や精神科病院からの退所・退院。この項目につきましては、特に当部会についても活発にご議論いただいたテーマでございますので、それぞれの意見というのをさらに記載してございます。

続きまして、20ページの(2)の「入所施設の今後の機能のあり方」で、(3)の21ページでございますが、点字版では50ページ、「地域で暮らし続ける」ということで、資料21ページ、「(4) まちで快適に生活できる」、こういった四つの項目でさまざまな意見を提言とした内容で整理をしてございます。

続きまして、生活場面のⅡ「学ぶ」についてでございます。資料22ページ、点字版では54ページでございます。これにつきましては、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、インクルーシブ教育のより一層の推進ということ。そういった視点で、引き続き障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいるというめざすべき姿として整理をしてございます。

こうした基本的な考え方に基づきまして、三つ項目について提言をされてございます。内容については23ページから25ページにかけて、「(1) 早期療育を受ける」、「(2) 教育を受ける」、「(3) 地域で学ぶ」といった内容で、それぞれ項目を整理してございます。

続きまして、生活場面のⅢ「働く」という点でございます。こちらにつきましては、就労を通じて自己成長が促され、働くことの喜び・生きがいを感じ、収入を得るということは、より豊かで安定した生活を送ることができる。こういったことは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素の一つであると。こういったことから、めざすべき姿としては、障がい者が希望するさまざまなところで働き続けているというふうに整理してございます。

こうした考え方を基本的なところに据えまして、三つの項目としてそれぞれ内容について整理してございます。資料では26ページから27ページにかけて、点字資料では64

ページから65ページにかけて、「(1) 実際に多くの障がい者が働いている」、「(2) いろいろな場で障がい者が仕事をできる」、「(3) 障がい者が長く働き続けることができる」という内容について、さまざまな内容を整理してございます。

続きまして、生活場面のⅣ「心や体、命を大切に作る」という内容でございます。これにつきましては、資料27から29ページにかけて、点字資料では68から71ページにかけてでございます。重度障がい者の高齢化、重度化に伴って、医療の必要性がますます高まっているということ、こういった観点から、引き続き障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができるということをめざすべき姿として整理しておりまして、この三つの項目について提言をまとめてございます。

まず、「(1) 必要な健康・医療サービスを受ける」ということ、「(2) リハビリテーションを受ける」、「(3) 悩みについて相談する」ということで、さまざまな内容について整理してございます。

続きまして、生活場面のⅤ「楽しむ」についてでございます。障がい者がより豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図るためには、さまざまな技能や豊かな感性を生かせる場を充実させていくことが大切であるということ。そうしたことを踏まえまして、めざすべき姿は、障がい者が障がいのない人と同じように楽しみ、豊かに暮らしているというふうに整理して、そういうふうに取り組むべきと整理してございます。

この「楽しむ」という考え方につきましては、三つの項目についてまとめてございます。ページでは30ページから31ページにかけて、点字資料では75から76ページにかけてでございますが、まず「(1) 余暇活動や社会参加に取り組む」、「(2) スポーツ活動に取り組む」、「(3) 芸術・文化活動に取り組む」ということで、それぞれの項目について整理してございます。

続きまして、生活場面のⅥ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」ということでございます。これにつきましても、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が共に支え合って暮らす社会を実現するために、めざすべき姿として「障がい者が尊厳を持って社会に参加し、地域全体で障がい者への合理的配慮を実践している」というふうに整理してございまして、基本的な考え方を四つの項目で整理してございます。

資料では32ページから34ページにかけてでございます。点字資料では80ページから85ページにかけてでございますが、まず「(1) 障がい者や障がいへの正しい理解を深める」、「(2) 障がい者の尊厳を保持する」、「(3) 安全・安心を確保する」、「(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する」ということで、整理してございます。

次に、Ⅴの「その他計画策定全般に関する提言」でございますが、資料35ページ、点字版では86ページ、87ページでございます。AIやICTなどの先端技術の活用や、生活場面ごとに整理をしたときに、そこで少し抜け落ちてしまう部分についての補完のために、「技術を活かす」、「人を育む」、「支援を行き届かせる」という視点で全体を見渡していく必要があるのではないかと。また、障がい者が家族を形成し、育児や親の介護をする際の支援に

ついても、幅広い支援から検討、また、消費税の増税、マイナンバーカードの普及に伴って、消費生活支援の観点や、生活場面ごとの具体的な取り組みについては、計画本体とは別に施策集として整理する方法もあるのではないかといいました。また、計画の進捗管理でありますPDCAサイクルについては、定量的に把握しておりますが、それに加えて長期的な支援により評価ができるものとか、定性的な評価、こういった実行・評価の整理が必要ではないかという提言をいただいております。

以上、5月からの部会での議論を踏まえて整理してまいります。以上でございます。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。この会議は12時まででして、この部分に関しましては11時50分ぐらいまで時間を取りたいと思いますので、ご協力をお願いします。すみません、私が先に二つほど意見を、忘れないうちに言っておきたいと思います。全部読ませていただいて、幾つか府の行政と関わっていて忘れていたと思う点がありましたので、ご連絡しておきたいと思います。

私は今自立支援協議会の就労支援部会に所属しているのですが、そこでも話がありましたが、大阪府は20年以上にわたって行政の福祉化というのに取り組んでいまして、障がい者雇用も含めて、障がい者の就労支援の基盤をつくってきています。ハートフル条例等も改正されて、行政の福祉化をもっともっと進めていこうというところだったんですが、この計画の中にそのことが書かれてありませんので、オール大阪で進めていくべきということがハートフル条例の中にも書かれていますので、就労のあたりにでも行政の福祉化について記載していただいて、大阪府の行政をもっともっと。その中で、障がい者雇用等を進めていくということを書いていただけたらというのが1点です。

もう1点が、これも私が幾つか関わっていたのですが、今年の6月に森之宮の駅のところに意思疎通支援の拠点であります福祉情報コミュニケーションセンターというのが、今まで三つに分かれていたものを一つにくっつけた形でオープンすることになっています。それも、そこでしっかりとやって、意思疎通支援について、やっていこうということだったのですが、その福祉情報コミュニケーションセンターに関するところが34ページの「十分な情報・コミュニケーションを確保する」というところに、その紹介やその内容が書かれてありませんので、それについてもせっかくだので記載しておいていただけた方がいいかなと思っております。

あと、最初の方の議論にもありましたが、だいぶ直していただいたのですが、特定の障がいの種別のみ偏ったような記載というのが幾つか、前回までありまして、例えば、災害の際に聴覚障がいの方が困るとか、視覚障がいの方が困るという特定の障がいの名前が書いてあったのですが、特定の障がいではなくて、障がいのある方全般といいますか、先ほどおっしゃっていたように、困っている方というような意味で、障がいのある方、障がい者というふうに書いた方がいいかなと思う部分がありましたので、もう1回見直してみて、そういふのがあれば修正の意見を私の方から事務局には出しておきたいと思っております。

あと、細かな表現の問題であるとか、文章の整合性等についても、またご意見を出しておきたいと思いますので、最終の段階で、またご確認をお願いしたいと思います。

あと、先日この親会の施策推進協議会というのがあったのですが、その場で手話言語条例について意見書が出されていて、河崎委員という方からなのですが、その手話言語条例の中身について、しっかりと計画の中で進めていくように記述が欲しいということで、23ページの一番上のあたりにも、手話言語条例のことを記載させていただいております。

特に、府の手話言語条例の中には、聴覚障がい者の手話の習得支援、聴覚障がいのある方が、手話をどうやって習得するかということについても条例の中に書かれてありますので、これまでそれを学ぶ場がなかったということらしいのですが、その制度の空白を埋めるという意味もありまして、着実に進めていってほしいということで、ここに記載されています。

親会でも、新年度になりましたら計画をつくっていくということになるのですが、そこでもしっかりとこの内容については議論していきたいというご意見をいただきましたので、お伝えしておきたいと思います。はい、私からは以上です。では、皆さまの方からご意見をいただきたいと思いますが、はい、お願いします。

○委員 いろんな意見をまとめていただいて、ありがとうございます。ちょっとやっぱり表現がどうかと思うところをざっと指摘させていただきます。

11ページの丸の二つ目、「最重点施策について」のところですが、「強力に推進されてきた」の強力は要らないんじゃないかなと思います。

それから、11ページの四つ目ですが、12ページの頭の方ですが、「最重点施策の基本認識として位置付けるべき」の後に、重度化、高齢化等にも対応しているグループホーム等の受け皿、地域移行と併せて強調していただけたらと思います。

それから、12ページの丸の二つ目で、出てくるのはあちこち出てくるのですが、「就労を通じた経験による成長」という、何か上から目線みたいな表現はやめるべきかなと思いますので、それを取ってもいいんじゃないかなと。就労を通じた生活の質の向上だけにしてほしいかなと思っています。

それから、12ページの四つ目の後に加筆いただきたいことがありまして、最重点施策で、今地域で一番課題になっていますのは、一つは重度化、高齢化という課題です。介護保険との円滑な利用とか、連携とかいうのを入れていただきたいですし、8050問題の支援は、どこでもえらい問題になっておりますので、高齢、児童とか、虐待などとの連携みたいなことも、谷間の課題として入れていただきたい。それから、教育、防災、住宅との連携なども大きな課題になっていきますので、それらを今まで縦割りの弊害というところから出てきますので、盛り込んでいただけないかなと思います。

それから、地域を育む施策ですが、やっぱり前の計画と比べたらちょっと薄くなっているかなと思います。一番最初のところに相模原事件のこととか、監禁事件があったこと、駅か

らのホーム転落とかの命に関わる痛ましい出来事が相次いでいる。これに対して、安全確保とか、連携の構築が待ったなしの状況であるということ、前の計画から引っ張ってきて一番最初に持ってきたら、後のつながりがいいかなと思っております。

それから、13ページの一つ目、めざすべき姿ですが、「多様な主体が協力し、障がい者の暮らしを支えている」というのは、ちょっと当たり前の表現かなと思いますので、地域を育むということなので、「多様な主体が協力し、全ての障がい者が安心して暮らせる地域を育てている」、もしくは「実現している」というような表現の方がいいかと思います。

それから、障がい者虐待の防止や差別の禁止とか、1番とか2番のタイトルですが、前の計画では差別の禁止の後に、命と尊厳を守る地域づくりとか、2番目の「強固なネットワークの構築」の後には、支援体制と課題解決力の強化というような文言がサブタイトルで入っていました。やっぱり、こういう表現を入れてもらった方が分かりやすいかなと思いますので、全てサブタイトルを入れてください。

それから、13ページの丸の二つ目ですが、合理的配慮の提供の義務化の是非について検討いただきたいとは申し上げた覚えはありませんので、義務化することについて十分議論されるようにというふうに変えていただきたい。

それから、13ページの丸の三つ目ですが、前から施設コンフリクトというような言葉になっているのですが、入所施設の反対運動もありましたが、今もっぱらグループホームに対する反対運動が多ございますので、施設では無いということで、地域住民からのコンフリクトというふうに変えていただけたらと思います。それから、いまだに発生しており、排除しようとする動きは、むしろ広がっているんだということを加えていただきたい。

それから、13ページの四つ目と五つ目の丸の間に、やはり相模原の殺傷事件については入れていただきたいなと思います。

それから、強制不妊手術の問題ですが、個人記録の再調査についてもちょっと盛り込んでいただけませんか、制度の周知とかだけではなく。このままでは、全然増えていかないので、もう1回調査も入れていただきたい。

それから、関係機関のネットワーク構築、14ページの丸の一つ目ですが、8050問題だけじゃなくて、緊急ケースというのは虐待ケースもありますので、虐待ケースも併せて入れていただけたらなということと、拠点機能の整備ということにしていだけたら、拠点等の機能整備というふうにしていただけたらと思います。国もそういうふう言い始めてきていますので。

それから、スーパーバイザーの派遣というのも、前の部会でも議論になったところでして、地域拠点の議論でもなったところですので、スーパーバイザーの派遣みたいな言葉を入れていただけないか。

それから、丸の四つ目ですが、障がい者が命を落とすことのないよう避難場所の確保とか、避難支援の取り組み、それから地域住民、福祉サービス事業所が連携していくような防災の取り組みということで、書き込んでいただけたらと思います。

それから、14ページの丸の六つ目、下の方ですが、処遇改善や就業環境の改善だけでなく、やっぱり支援の実態に見合った報酬改善を含め、国に対して要求していくとしていただきたいと思います。

それから、14ページの丸の七つ目ですが、個々の障がい者のニーズ。よく言われているのは、行動障がいとか高次脳とか8050とかで、支援の見立てがかなり必要になっているというのはどこでも言われてきていますので、そういったところを入れていただけないだろうかと思います。

それから、15ページの丸の二つ目の方ですが、地域で暮らす人々の障がいへの理解ということで、業界団体とか、事業者というのも入れていただきたいと思います。あえて外してはるのかなというふうにも見えます。

それから、15ページの丸の四つ目ですが、入所施設は地域と切り離された存在ではなくて、「地域社会の一部として」というよりは、地域生活を支える役割を担いというふうにしていただきたい。

それから、六つ目ですが、災害発生時の支援体制の充実に向けて、地域において避難行動への支援とか、合理的配慮の提供というのがかなり重要になっています。それから、その障がい理解を推進していくことが、配慮を必要とする高齢者にも幅広く対応できる体制づくりにつながるんだというふうに入れていただけたらいいかなと思います。

それから、16ページのユニバーサルデザインですが、AIとかICTというのも分かるのですが、先端技術を活用しながら、全ての障がい者と、使えない人もいるかと思いたうのでというふうに盛り込んでいただけたらと思います。

それから、16ページの丸の四つ目ですが、公共施設だけやなしに、公共交通機関、出入り口の段差のない施設改修とか、エレベーター設置とか、案内表示とかというような形で入れておいていただけたらと思います。

それから、次の「その他、地域を育む施策の推進」というのは、前のタイトルでは大阪全体の基盤の底上げやったと思いますので、そっちの方がいいかなと思います。

ほんで、一番冒頭に、やっぱり高齢化社会の進展で、社会保障全般の見直しや再編が進められようとしているんだという問題について入れてください。ほんで、特に地域で暮らす重度障がい者が多い大阪では、かなりの問題が出てきそうなので、障がい者の暮らしが脅かされることのないよう、基盤の底上げが必要であるというのをまず冒頭に掲げていただきたい。

それから、16ページの丸の六つ目ですが、自立生活や社会参加にとって、介護制度や移動支援は必要不可欠であり、というふうに入れていただきたい。

それから、17ページの最後の方ですが、もともと大阪府の責務というのは第4次計画でも書かれていたのですが、今回は出てくるのかなと。ますます市町村任せになっていくんじゃないかと、大阪府の責務として、広域的、専門的な観点から市町村と連携し、市町村をバックアップするんだと。ほんで、大阪府全体の底上げを図って、命や尊厳を脅かす出来事にも

決して揺らぐことのない自立支援社会の実現を目指すんだというようなところを入れていただけたらと思っております。ちょっと多くなっていますが、まだ。

○黒田部会長 1回そこで切りましょうかね。

○委員 1回切って、後で。

○黒田部会長 そうですね、はい、続けて。はい、第1の「最重点施策について」と、第2の「地域を育む施策について」までのところで、今文言の修正等でご意見をいただきましたが、ちょっと追いつけていなかったところもありますが、皆さんの中で今の修正等に関して、気になるなという点がもしあれば、先にご意見をいただいてから事務局に確認をしたいと思いますが、どうでしょうか。大丈夫ですか。事務局では今の意見でどうですかね。ごめんなさい。お願いします。

○委員 先ほども申し上げましたが、ユニバーサルデザインについて。ページ16の一番上になりますが、そこで二つのことを申し上げたいです。一つは、情報アクセシビリティの保障、これは、情報・コミュニケーションとはまた別で、例を挙げますと、東京オリンピックのチケットの予約のときに、インターネットで予約をするシステムができましたけれども、当選かどうかの通知というのは、受付の処理の通知は電話確認が必要だということもあります。聴覚障がい者は電話は使えないですよ。そういうふうに、きちんと全ての障がい者が情報にアクセスできるものを整備していただきたいです。

特に、他の身近な例で言いますと、飲食店とかホテルは、インターネットで予約はできませんが、キャンセルや変更は電話でしかできないということもあります。万博のときにはそういうことがないように、配慮をすべきだと思っております。

二つ目は、先進技術による支援ですが、これは反対ではない、むしろ賛成な方です。まだまだ人による支援は必要です。例えば、手話通訳者や、盲ろう者のための触手話のガイドヘルパーは、機械には代わることはできないですね。ただ、ろうあ者の場合は、電話リレーサービスなど、使える技術がありますが、24時間対応ではありません。人による支援は必要だと考えております。

もう一つは、23ページ、丸の上から四つ目、新生児の聴覚スクリーニング検査なのですが、この検査は義務ではないですし、費用も発生します。全ての保護者が使われているというわけではありません。一部の市町村では、検査に対する補助を支給しているところもあります。しかし、大阪の中で見ますと、手話言語条例のスクリーニング検査の助成をしていないところもあります。最低限の言語条例の制定した市は、助成をするような働き掛けが必要だと思っております。以上です。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。今の件も含めて、事務局の方でいかがでしょうか。

○事務局 事務局でございます。本日いただいた意見は、できるだけ趣旨を反映するような形でさせていただきます。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。反映させていただくということで、お願いしたいと思います。いったん他の方に回してから、また言いたいことがあると思いますので戻してきますので、他の方にまず聞きましょうかね。ご意見がありましたらお願いします。

○委員 幾つかあるのですが、三つだけ言わせてください。一つは、13ページの虐待防止とか、差別の禁止の項目で、これも入れてほしいなというのがあります。それは、出生前診断の問題ですね。異常が分かると、もう本当にすごい高い率で中絶をしてしまって、それは結局障がい者の否定につながってしまう。そういう風潮が非常に広がっているということで、ここは新型の出生前診断の課題を必ず入れていただきたいというのが一つです。

二つ目は、その次の2番のネットワークのところ、刑務所から出てくる人の支援が記述がないので、ここにぜひ関係機関のネットワークで、刑務所から出てくる人、あるいはそれに準ずるような人たちの司法福祉の分野の記述をぜひ追加していただきたいと思います。

続いて、3番の人材確保と育成とはちょっと違うのですが、実際のサービスは障がい福祉サービス事業所が担っています。この障がい福祉サービス事業所への支援が項目立てになっていないんですね。だから、それをできたら一つ大きな項目立てをしてもらう方がいいのかなという気がします。人材の確保、育成だけじゃなくて、その事業所が社会的にいろいろなことに対応していかなあかんわけでありまして、例えば具体的に言いますと、働き方改革、あるいは健康増進法の改正の関係での禁煙対策、こういったことを各事業所は、いろんな社会的な事業所とおんなじようにやっていかないといけないのですが、それを支援するような仕組みが残念ながら無いんですね。それが無いと、なかなか具体的なサービスを提供することができないと思います。

さらに、これについてはパソコンとか、そういうOA機器のシステムの問題もあります。例えば、今月Windows7のサポートが終了しましたが、そういう古いソフトを使っているところが圧倒的です。だから、そこに対して何の支援もないという姿で、各事業所はどう対応しているのか分からない。

これが、例えば「2025年の崖問題」という問題が出てきて、この2025年に大きなシステム変更に対応し切れない。そうすると、そのサービスの提供そのものが事業所でできなくなってしまう恐れがあるので、こういう問題をこの6年間の計画期間中に書かれていますので、事業所へのそういう支援という項目を1個起こしてもら方がいいのかなという気はします。取りあえず、三つ以上です。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。他にありますか。

○委員 よろしくお願いいたします。既に同じような内容をしゃべられている方もいらっしゃるわけですが、幾つかの中で、特にデジタル・ディバイドの解消をお願いしたいと考えております。といいますのは、お買い物一つ取っても十分に買えない、あるいは、ピザを買うときに、エンターキーが押せないが故に買えない。これは、アメリカで裁判になっておりましたが。あと、チケットを買うについて、点字の説明書が当初なかった。そういうことは、今度の大阪である万博において、あってはならないことです。なので、デジタル・ディバイドの課題も一つ加えていただきたいと思います。よろしくお願います。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。他にご意見がありましたら。

○委員 すみません。

○黒田部会長 はい、お願います。

○委員 生活場面の課題でざっと言わせていただきます。「地域やまちで暮らす」、18ページの丸の五つ目ですが、親や家族に対してなんです、家に帰ってきはる人も居りはるので、地域移行で、地域移行と移行後の生活について、ちゃんと情報提供をすることとか、家族の元に帰すんじゃないくて、どれほど重い障がいがあっても地域で暮らしていけるということ、ちゃんと伝えていくということを含んでいただきたいと思います。

それから、その次の丸ですが、障がい者の地域移行は困難だと感じている入所施設職員も多いと。これも、地域の生活をあまり知りたへんかったりする場合もありますので、重度障がい者の地域生活の見学みたいなことも入れていただけたらと思います。

それから、その次の丸ですが、入所期間が長期化すると、地域移行に消極的になる傾向が見られるとあるんですが、入所後の早い段階から地域移行を目指して支援していくことが必要であると入れていただきたいと思います。

それから、19ページの丸の一つ目ですが、重度化により、グループホームでの支援が困難ということで書かれていますが、だから、そうならないよう支援体制とかスキルの向上、バックアップが必要であることとか、重度障がい者を受け入れられる小規模なグループホームをもっと意識的に増やしていくというようなこと、個別ヘルパー利用の恒久化を求めていく必要があることを入れていただきたいと思います。

それから、19ページの丸の二つ目ですが、短期入所の断続的な利用という問題ですが、そうならないよう地域で受け止め、解消するための取り組みを進めるべきとしていただけたらと思います。

その後のところは人の意見なのかな、自分の意見なのかなというところなのですが、もし

書けるんやったら書いていただきたいのは19ページの三つ目ですが、施設にいても地域で暮らしていけるというのは、やっぱり施設と地域の混同になってはいけないので、施設にいても、ゆくゆくは地域で暮らしていけるということを目指し、としていただきたい。そして、後に加筆していただきたいのは、今後施設の地域への解放化を一層進めて、緊急時に施設に入所したり、施設で地域生活に向けた経験、力を獲得できるようにしていくなど、施設が地域生活を支援していく機能も必要であると入れていただけたらと思います。

それから、20ページの一つ目ですが、障害者権利条約ではめざすべき姿の地域の希望するところと入れていただけたらと思います。

それから、二つ目ですが、施設や病院での長期入所を真に希望する場所で、希望する暮らしが保障されているかどうか非常に重要であると入れていただいて、地域で選択肢を狭めてしまうことなく、地域で多様な選択肢を保障することや、一時的に施設に入所しても、その後地域移行を目指すなど、真に希望する場所を保障することが大事としていただけたらと思います。

それから、20ページの三つ目ですが、理念等によって苦しい思いをするというのは、地域移行の理念を否定しているようにも見えるので、地域移行の進め方によって苦しい思いをする人をつくってしまうのは本意ではない。本人のペースを守り、気持ちの変化にも寄り添いながら、丁寧に地域生活の体験を重ねるなど、障がい者にとって不利益にならないようにとつなげていただけたらと思います。

それから、21ページの一つ目の丸ですが、ここも施設コンフリクトという表現を変えていただいて、不動産業者とか、家主が主に反対しているのがよくありますので、住宅差別ですが、住宅部局と障がい福祉が連携というのを入れていただいたり、居住支援の一環として福祉サービス事業者が、家主等に対しても協力できるんだというようなことで、環境づくりを進めるというのを入れていただけたらと思います。不安が差別を呼びますので、ちゃんと協力できるんですよということです。

それから、21ページの三つ目と四つ目の丸の間に入れていただきたいのは、重度化、高齢化、いろんな行動障がい等のさまざまな障がい特性に対応し得る地域基盤をつくっていく。そのためには、グループホームだけではなくて、状態の変化とか障がい特性、重度化、高齢化にも対応し得る介護の支給料とか、日中活動の報酬制度の改善、スキルアップ等の育成研修に取り組んでいくという。介護とか、日中活動がほとんど出てこなくて、地域移行とグループホームだけになっているので、それぐらいは入れていただきたいと。

それから、21ページの丸の四つ目ですが、相談支援のところをもうちょっと強く書いていただきたいなど。事業廃止が相次ぐなど、運営を確保していくことが困難という。確保していくというのがよく分からないので、運営を維持していくことが困難と。ほんで、報酬の改善と併せて事業所をもっと増やしていくことや、運営の安定化に向けた支援としていただきたい。

それから、22ページの一つ目の丸ですが、鉄道駅におけるホームからの転落事故が後を

絶たないんだというのを入れていただいて、ハード面だけじゃなしに、人的配置等のソフト面とか、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指して、公園や宿泊施設等におけるバリアフリーを進めるとしていただきたいと。

それから、北部地震のことですが、全国的に課題となっている台風、豪雨災害、南海トラフなんかも想定して、合理的配慮の提供や、バリアフリー化を推進するとしていただきたいと思います。

それから、続けていいですか。「学ぶ」のところ、22ページの三つ目の丸ですが、インクルーシブ教育のより一層の推進に向けた環境整備、通学学習補助等の課題解決としていただきたい。

それから、丸の四つ目ですが、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援だけでなく、これは医療的ケアというのを取って、障がいのある児童生徒の通学支援としていただけたらと思います。

それから、丸の六つ目ですが、働く力、生活する力を身に付けることができるような教育の推進や、障がいや年齢に捉われず、学習の機会や選択肢が限定されるというよりも、共に学ぶ機会から排除されることとなるとしていただきたいと思います。

それから、めざすべき姿、23ページの二つ目の丸ですが、これはこれでいいのですが、引き続き各主体のめざすべき姿をするというよりは、さらに共に学び、共に育つ教育の推進に向けて目標を明確にし、各主体のめざすべき姿とするとしていただきたいと。

それから、インクルーシブ教育によって、24ページの一つ目の丸ですが、インクルーシブ教育がというよりも、インクルーシブ教育によって、障がいのない児童生徒との関わりを通じて、障がい児自身の生きる力を養い、社会全体の障がい理解の促進にもつながってくる。本人にとってどうなのかというのは抜け落ちているので、入れていただきたい。

それから、24ページの丸の四つ目ですが、心のバリアフリー、障がいの社会モデルの理解を推進していくとしていただきたい。

それから、五つ目は柔軟かつ十分な教員配置をしていただきたいということと、七つ目の丸ですが、どんなに重い障がいがあっても、地域で普通に生活できるということを体験しというのを入れていただきたい。

それから、25ページの丸の一つ目ですが、課題だけじゃなしに、支援方針を共有して、将来の地域での自立生活に向けた個別支援を充実させていくとしていただきたい。

それから、25ページの丸の四つ目ですが、学校卒業後、すぐに就労するという選択肢だけではなく、在学中から協調性とか集団行動の力とか、対人関係、コミュニケーション力などを書かれています。もうこんなんを書かんと、在学中から自立生活に向けた見学、体験などの機会を通じて、生活力を育成するとしていただきたい。

それから、「働く」で、25ページの丸の六つ目ですが、ここも「自己成長が促され」と出てきますが、これは要らない。

それから、26ページの丸の三つ目ですが、めざすべき姿ですが、「障がい者が希望する

様々なところで」の後に、必要な支援を受けて働き続けているというふうにしてはどうかと思います。

それから、27ページの丸の一つ目、また、「自己の成長」と出てきますので、これは自信や達成感、人生の豊かさを感じ、ぐらいの表現の方がいいかなと思います。

それから、27ページの二つ目の丸、通勤だけではなしに、通勤勤務の、移動支援じゃなくて、介護制度の創設としてください。今検討されていると思います。

それから、府としても市町村に対する支援策を実施していくんだというふうにしていただきたいと思います。

それから、生活場面の心や体のところですが、28ページの二つ目の丸、重心とか行動障がいとか高次脳、難病患者、症状ならびに地域生活への理解の促進としてください。地域生活を重度障がい者とかができるというのを知りはれへん医療機関の人も多いので、そうしてください。

それから、三つ目の丸ですが、知的、発達、精神、あるいは人工呼吸器利用者等が診療や、入院を拒否されることがないように、ぜひしていただけないかなと思います。この辺が特に多いので。ほんで、人工呼吸器利用者も、まず入院できるところが、急性期以外は限られているということになります。

それから、強制不妊治療という言葉に変わってきているんですが、強制不妊手術にしているだけません。治療と言われたら必要なものやったんかなみたいなニュアンスが入りませんか。強制不妊手術は障がい者に対する重大な人権侵害であり、できる限り多くの人を救済できるように、周知の徹底と個別記録の再調査の実施などというふうにしてください。

めざすべき姿、丸の四つ目ですが、障がい者が必要な医療や相談をいつでも安心して受けることができるとしていただけたらと思います。

それから、丸の六つ目ですが、福祉医療費助成についてですが、検証とかが入っていますが、何度も言いますように、来年度末の経過措置終了に伴う影響調査というのを検討することを入れていただきたいと思います。それから、精神科入院への助成も含め、制度のさらなる充実などを検討するとしてください。

それから、28ページの七つ目、障がいだけやなしに、障がい特性の理解というふうに入れていただいて。

それから、29ページの丸の一つ目ですが、意思決定支援なんですが、障がいの高齢化に伴って身寄りのないケースも増えてきているので、誰が判断するんやということが問題になっていますので、障がい者の意思を確認する意思決定支援の仕組みが必要であると入れてください。

あと、すみませんね、ようけで。「楽しむ」のところですが、29ページの丸の七つ目。まだちょっと何か違和感があるんです。スポーツ活動、芸術活動、観賞か。それだけが中心みたいに見えちゃうので、お食事や買い物、映画やコンサート、旅行などというふうにして七つ目には入れてください。ほんで、他の人とさまざまな趣味や豊かな感性を生かせる場。それ

もいいんですが、他の人と同じように普通に楽しめる場をもっと増やしていくとしてください。

それで、30ページの三つ目ですが、暮らしのあり方が多様化してくる中で、障がい者が自由など、これは誰にとっても同じだろうと思いますので、障がい者のみならず、誰にとっても自由な時間に好きなことに取り組んでいくことは、暮らしに潤いをもたらす、QOLを向上させる、みたいな表現の方がいいんじゃないかなと思います。

丸の四つ目ですが、余暇という言葉にそんなに捕われず、多様性を尊重し、障がい者が自らの選択でさまざまな場所で趣味を楽しむみたいな形よりも、多様性とかを取ってしまって、あらゆる場所において、他の人と同じように気軽に楽しむことができるというふうにしてください。それで、めざすべき姿、五つ目ですが、障がい者がさまざまな場で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしていると変えてください。

30ページの七つ目ですが、ここも映画観賞とかコンサート、旅行とかを入れておいてもらいたいし、宿泊施設等がバリアフリー化されている。情報が必要じゃなくて、それ以前にバリアフリー化を進めるんだということを入れていただいて、その上で情報を発信するというふうにしていただきたいと思います。

それから、八つ目ですが、他の人と同じような楽しめる環境づくりが必要であるということで、移動支援の充実というのを入れてくれませんか、移動手段の確保だけじゃなくて、ということですね。

それから、最後、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」のところですが、31ページの五つ目、4年目というところですね。ほんで、ここに丸の五つ目ですが、相模原市での殺傷事件とかというのを入れていただいて、障がい者が命を奪われるような事件や虐待事案を未然に防ぐ対策を講じていることが重要であるということ、前の計画から引っ張ってきてもらいたいと思います。

それから、六つ目ですが、32ページの一つ目です、すみません。障がい者虐待の防止や差別の禁止を着実に進めていくためにはと入れて、障がい理解が浸透し、合理的配慮が当たり前実践される社会をつくっていくことが必要である。そうした社会の実現が、全ての人にとって暮らしやすいんだというふうにつないでいただけたらと思います。

それから、めざすべき姿、32ページの一つ目ですが、障がい者が尊厳を持って社会に参加し、地域でというふうに変っていますが、社会全体で合理的配慮を実践しているという方がいいんじゃないかなと。何か地域に限定するみたいな。もちろん、より身近な地域でというのは分かるのですが、もともと社会全体という発想やったんで、ここのはそこに戻していただきたいと思います。

それから、32ページの四つ目ですが、就労だけやなしに、当たり前の暮らしや社会参加を実現するためには、障がい者の利用が難しいと考える店舗や事業所に対して、過重な負担とならない範囲で合理的配慮の提供が十分可能なんだということとか、好事例を具体的に示すなど、より具体的に啓発を進めていくというふうに入れていただけたらと思います。事

業所が全然出てけえへんので。

それから、32ページの五つ目ですが、支援のスキルアップとか、障がい特性に対応した研修の充実強化は、差別、虐待が事業者においてなくなっていくためには必要なので、それを入れていただきたい。

それから、七つ目ですが、事件の報道ですが、決して差別を助長することがないようにというふうに入れておいてもらえたらと思います。

それから、33ページの二つ目ですが、ここに入れていただきたいのが障がい者や家族の高齢化によって、地域成年後見がますますニーズが高まっていると。ほんで、市長申し立てだけではなく、本人親族申し立てへの支援策が検討されるべきだと入れていただけないかと。それから、安心サポート等の日常生活自立支援事業についても、結構待たされていますので、そういうことがないようにというのを入れていただけないかなと思います。

それから、防災のところ、最後ですが33ページの三つ目、避難行動とか避難所における支援体制、それから、今はもう地域では行政と通信事業者と地域住民による避難訓練の協同実施、合同実施が始まっています。その先進事例の周知に取り組んでいくと入れていただきたい。なかなか府から発信するというのはしにくいみたいなので、せめて下からのそういう動きを協業していただけたらと。

それから、33ページの五つ目の丸ですが、台風豪雨災害では、本人が安心して、障がい者等が安心して過ごせるように、高台とか上階での避難場所、福祉避難所の確保が急務となっているというふうに入れてください。

それから、33ページの五つ目の丸ですが、二次被害だけじゃなしに、避難所での長期間の生活は、二次被害や災害関連死も懸念されると。適切な対応ができるように福祉サービス事業所と地域住民が連携した支援体制を準備するというふうに入れていただけたらと思います。

それから、最後、34ページの五つ目で盲ろう者のことも加えていただけていますが、高齢化が一番先に進んできているようにも見えますので、高齢化に対応した支援についても積極的に検討していくと入れていただけたらと思います。すみません、多岐にわたりまして。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。19ページ、20ページあたりの、以下のような意見があったことをここに記載しておくという部分に関しましては、委員ご自身もおっしゃっていましたが、それぞれの方のご意見を整理しているという形ですので、このご意見を発言された方ももう一度確認をするなりして、そのままがいいということであれば、そのままにしておくということを前提にして、他の部分に関しましては、修正も含めて検討を続けるということで、していきたいと思います。時間があまりないですが、いかがですかね。

○委員 後で申し訳ないです。本当に思いはすごく分かるんです。非常に細かくいろいろと

指摘されていることも、もっともなこともあると私も思います。ただ、私自身は実に多様な意見があるテーマも含めて、すごく丁寧にまとめていただけたなというのを大きく感想として持っているということと、先ほど会長がおっしゃったように、19ページ、20ページあたりのところは、やっぱりそれぞれの口から出された意見ですので、ここに手を入れるというのはどうかと思いました。

その上で、幾つか意見を述べさせていただきます。13ページのところの「障がい者虐待の防止や差別の禁止」の丸印の三つ目なのですが、やはり親支援というか、家族支援というのはすごく重要だと思うんですね。それで、私も大阪府下で1400サンプルで家族の健康調査をやったんですが、そこで近隣関係を聞いたんです。

近隣とうまく関係を持っていますかという問いに対して、常に気を使うというのが20.9%で、気を使うこともあるというのが42.6%、気を使っていないが31.5%ということで、障がい者家庭というのは、やっぱり近隣との関係に常に気を使っておられる。気を使うということが、すごく暮らしの中で常態化しているということが分かりました。

併せて、何らかの対策を取っているかということで、取っているという人が57.9%、半数を超えているということなんですね。

じゃあ、どういう対策かといったら、音が気兼ねの最大の要因になっていまして、ドンドンとかガンガンとか大声とかというのがありますが、やっぱり窓を閉めるとか、本人が大きな声を出さないように常に気を配るとか、そういうふうに抑制的な対応と、もう一つはうちにはこういう障がいを持った子がいるということのカミングアウトして、近隣との関係調整に入る。この二つの傾向があるのですが、いずれにしても、近隣と対等な関係が結べていないということが、すごく大きくあると感じました。

併せて、そういう常に気を使っているという世代でクロス集計をしたら、8割を超えて気を使っている層は、学齢児の、比較的親御さんが若い、子どもさんも小さい年齢層がすごくあるということで、やっぱりここにはすごい社会的な要因といえますか、孤立していく要因がそこにあって、近隣付き合いに疲れた、もうええわと思った段階から孤立というのは始まっていく。そういう危険性をすごく持っているなと思いました。

それと、20ページの「入所施設の今後の機能のあり方」に関してですが、三つあって、ここは非常に大事な指摘をいただいているなと思います。国の方も、障がい福祉計画の基本指針を策定するための、社会保障審議会の障害者部会というのが開かれているのですが、この社会保障審議会の11月の部会で、厚生労働省自身が障がい者支援施設のあり方に関する実態調査というのを行いまして、その結論部分でどういうふうに述べられているかというと、入所者の削減ありきで議論を進めるのではなく、入所が必要な場合を明確化した上で、障がい者支援施設での支援が真に必要な方に対して、適切にサービス提供ができる体制をつくるという視点を持つことが重要というふうに調査では述べられているわけですね。

ところが、そういう調査結果があって、それが部会で報告されているんですが、その一方で、素案段階から案の段階で基本指針が言われているのが入所施設の削減目標が1.6%と

ということで、その数字が先に出ている。それが、一切手が加えられていないという状況があるわけなんですね。下手をすると、市町村計画において、数値目標を自らの自治体に当てはめて、削減目標を機械的に割り出すような自治体もあるのかなと思いますので、ここで述べているように、やっぱりそういう実態ということをしっかり見据えて、そういうロングショットのような異常な実態を解消していく視点とか、実際、市町村の状況がどうなっているのかという、そういう実態に基づいた福祉計画をきちっと立てていくという視点がここで述べられているということは、すごく大事なことかなと思いました。

ちょっと、もう1点だけ。最後にね。すみません、25ページの「学ぶ」のところ、地域で学ぶというので、こういう実態があるということで、申し添えておきたいのですが。丸の一つ目ですね、地域で学ぶ、eラーニングの話が出ていますが、これは大阪市の事例ですが、障がい児学級で学ぶ子が、通常学級に変えて教育を受ける授業もたくさんあるんですね。学校の最低基準というのは1、2年生が35人学級で、3年生以上は40人学級になっているのですが、そういう障がい児学級の子が普通学級に戻ったときに、その35人とか40人を超えることが常態化している学校は結構あるんです。それで、大阪市なんかは鳴り物入りで、タブレット教育ということで、そういう機器を導入したんですが、40個しか入れていないんですね。そのことで、障がい児学級の子どもが戻った瞬間に、そのタブレットが足りなくて使えないということとかですね、ですので、そういう教材うんぬんという、この指摘はそのとおりなんだけれども、やっぱり学ぶにふさわしい環境が、最低基準が守られていないという状況も、そういう教育に大きな支障をきたしているという実態があるということも、1点ご紹介だけしておきたいと思います。以上です。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。先ほど事務局でVまで説明しましたかね。どうだったかな。はい、大丈夫ですか。すみません。事務局で、もう1点だけ、最後の部分の説明がありますので、そこまで聞いて、何か最後にあればお伺いしたいと思いますので。参考資料という部分が最後に付け加えられますので、そこについて事務局から、まずは説明をお願いできますか。

○事務局 はい、事務局でございます。参考資料の説明をさせていただきます。資料では36ページ目以降、点字版では38ページ目以降でございます。参考資料としまして、一つ目はこちらの計画部会の審議の概要ということで、今年度残すところ3月にもう1回ということで、計6回審議をしたという内容でございます。

続いて、その次に委員名簿ということで、現在ご参加いただいている委員の皆さまのお名前を載せてございます。

最後のページになりますが、この計画部会以外にも、それぞれ六つの生活場面に関わる内容について審議をしているものがございまして、基本的には各専門部会等での議論の内容を付け加えるということでございます。以上でございます。

○黒田部会長 はい、ありがとうございました。今説明がありました、一番最後の他の部会がありまして、その審議内容等についても、ここに参考資料という形で付け加えることになります。次回の案を提出する際に、この内容については一緒にくっついてくる形になりますので、そのときにご確認いただけたらと思いますが、この内容については部会それぞれで議論された内容ですので、後から変更を加えるということは、基本的にはないということですね。それでは、あと2分ほどありますが、今の参考資料も含めて、全体を通して何かご意見があればお願いします。

○委員 すみません、遅れて来ておいて申し訳ないんですが、正直不可解な表現がありますので、考えていただけますか。17ページの上から二つ目の白丸の2行目に、網羅的であるという表現がございますが、これは要らないだろうと思います。関連性があり、網羅的であるという言い方は、やや矛盾していますので、これは単に関連性、強く関連しているという言葉でいいというのと。

それから、細かいことは飛ばしまして、35ページの5のところ、下から二つ目に、例えば「計画本体とは別に施策集として整理する」というのが書いてあって、それにプラスして、ライフコースとかライフステージという縦の時間軸での整理というのもあった方がいいんじゃないのかなと思いました。

それから、一番、今日この後最後に申し上げたいのは、この最後の計画の進捗管理の表記は、これはすみません、僕はこの分野の人間なので申し上げますと、すごく分かりづらいので、これは別途事務局にお伝えした上で、また次回の会議で皆さまでご議論いただければと思います。

○黒田部会長 はい、分かりました。ありがとうございます。では、お願いします。

○委員 われわれ精神障がい者家族会の、私は今、家族の代表として来ているんですが、精神障がい者というのは通院しない、病院に行かない、薬を飲まないと。だから、まだ障がい者でないという障がい者がたくさんおられるんですね。親御さんは、大変困っておられるんです。親御さんが、診療所へ行ってご相談されるけども、医院は本人を連れてきなさいとおっしゃる。それを連れていけなかったら、こちらから訪問しますよというシステムもあるわけです。ところが、それも拒否する。薬も飲まない、通院もしない、こういう精神障がい者が隠れてたくさんおられるんです。

これをどうするかというのは、これはわれわれの手では、とてもやないが負えませんが、これは一つ大きなことがあるということを皆さんに認識をしていただきたいというのは、われわれの日常の、その他のことに関しては、もう皆さまがおっしゃられて、特に私の対面におられる方が非常によく説明していただいたので、非常に満足しております。以上です。

○黒田部会長 ありがとうございます。

○委員 すみません、22ページ、3点お願いします。22ページで、先ほど言われましたけれども、とりわけ医療的ケアを必要とする児童生徒と書いてありますが、これは難病関係にとりまして、心臓病や腎臓病では医療的機器を持っている子どももおりますし、ケアが必要としますので、ここは消していただいたら困るところです。

それから、24ページなんですが、真ん中あたり、保育、療育、教育についてということ、保育士や教員になる過程で障がいの特性や教育ということ、障がいの特性ということ、病気の特性も教育されるんでしょうかということなんです。学校の先生とかは、病気についてはほとんどご存じないので、やはり主立った病気のことについては、ある程度教育をしていただけたらと思います。

それから、33ページなのですが、災害のところなのですが、下の方ですね。近年台風や豪雨被害と書いてありまして、車椅子利用者や避難所のトイレが利用できない問題とか、いろんな問題が発生すると思いますが、特に難病患者は薬を必要とします。だから、医薬品ですね。そういったものをここに加えていただけたらと思います。以上です。

○委員 すみません、最後に。22ページの最後で、生活場面の「学ぶ」の四つ目なのですが、さらに学校卒業後の就労までを見据えて、教育と福祉、労働機関を連携し、と書いてあるのですが、これはこのごろは厚生労働省と協働して文部科学省もやっているのですが、家庭と教育と福祉と連携してとって「トライアングルプロジェクト」というのがあるので、学校のときから、やはり切れ目のない支援ということで、この辺に家庭というのを少し書いていただけると、学校のところに家庭も入れてもらったら、福祉も教育も両方ともきちっと、不登校とか、そういうこともなくなっていくんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○黒田部会長 はい、ありがとうございます。じゃあ、時間が過ぎてしまいましたので、ご意見を伺うのはここまでとさせていただきたいと思いますが、ちょっと言い忘れたこととか、言い足りなかったことがあれば、文書等で事務局に出していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

次回がいよいよ最後の部会となりまして、事務局で本日いただいたご意見を踏まえて意見具申（案）という形で整理をしていただきたいと思います。それで、その案を皆さま方に最終の確認をしていただいて、障がい者施策推進協議会に出すという形になっていますので、ご了解をお願いしたいと思います。

どうしてもこの部会で意見がまとめ切れない部分につきましては、議論の中身ごと部会からの案として推進協議会へ報告させていただきたいと思いますので、いろいろご意見をいただけたらと思います。では、事務局へマイクをお返しします。

○事務局 黒田部会長、委員の皆さま、ありがとうございました。次回、最後の計画策定検討部会は3月19日木曜日の午前10時から12時の間で開催させていただきます。以上をもちまして、第5回第5次大阪府障がい者計画策定検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。

(終了)